

陽南小学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 平成30年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としても更にいじめ防止等の対策を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

①いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめの起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、及びその保護者への指導・助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭や地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・ いじめる児童に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的な対応の強化を図る。

⑥いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 道徳教育や人権教育、また日々の教育活動を通して、自他を愛する心、共感的に認めあう豊かな情操の育成を図る。
- ・ 意見の相違を話し合いで調整し解決するためのコミュニケーション能力を育成する。

⑦いじめを生まない環境の整備

- ・ あせり、劣等感からストレスを生まない、分かる授業を展開する。
- ・ 一人一人が活躍できる集団を形成する。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校は、児童や保護者に本組織の存在や取組を、全校集会や学校だより、学校ホームページ等で知らせることで、児童や保護者がいじめ等の悩みを相談しやすい環境づくりに努める。

更に、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ等対策委員会

【構成員】	管理職、児童指導主任、スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ）、心の教育主任、主任児童員、担任 その他、事案に応じて構成員を加えるなど、柔軟に対応する。
--------------	--

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
 - ・校内研修会の企画・立案
 - ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
 - ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
 - ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
 - ・指導計画の実施状況の把握と改善
- など

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知したりする。

①いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・あいさつ運動の実施（６月、１２月）
- ・中学校への学校訪問（１月）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（３月）
- ・小中一貫「児童生徒指導部会」の情報交換会（年２回）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・いじめゼロリボンの着用
- ・個人、学級単位のいじめゼロ宣言の作成
- ・「いじめゼロ集会」の実施
- ・いじめ防止に関する道徳科の授業の公開
- ・教育相談の実施
- ・アンケート調査の実施

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・縦割り班（にっこり班）活動の充実（清掃、集会、共遊）
- ・あいさつ運動の実施
- ・学級活動における、いじめ防止に関しての話し合い活動の充実
- ・ふれ合い活動の充実（地域・高齢者・幼稚園）
- ・体験学習の充実
- ・キャリア教育の実施（外部講師の活用）

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定
- ・諸活動における、互いの良さの発見の場の設定（きらりコーナー）

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・スマホ・ケータイ安全教室の実施
- ・ＩＣＴ教育の初期段階における「情報モラル教育」の実施

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・教育相談で出た課題の職員会議での「児童指導情報交換会」の実施
- ・アンケートから把握した児童間の問題の追跡調査
- ・チェックシートによる状況の確認

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導

②いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

また、家庭、地域との連携を図り、児童の見守り体制を強化する。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・教育相談、保護者懇談会の充実
- ・スクールカウンセラーの行う相談活動の周知
- ・外部相談組織の紹介

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・各担任と保護者の定期的な情報交換（児童のよい点の報告を含む）

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・児童への定期的なアンケート調査（年４回以上）や教育相談（年２回以上）等の実施
- ・アンケート調査を教育相談期間に行い、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなどした実効性の向上

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりしてネットいじめの早期発見に努める
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導を行う。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」のかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・認知したいじめについては、加害・被害両児童の保護者と連絡を取り合い、今後の対応や方向性等についての連携を図る

③いじめの対処

いじめを発見又は連絡等を受けた場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長が速やかに立ち上げたいじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、背景等を十分理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関・団体等との連携を図る。

また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については適切に記録を残す。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認や対応方針の決定を行う。事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童、関係児童、保護者等から話を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について正確に記録する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底して図るとともに、いじめを受けた児童・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応やスクールカウンセラー等を活用した心のケアなどの支援を行う。いじめを行った児童に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態である場合に「解消」と判断し得る。

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。また、いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害児童及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用しながら、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解する。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合においては、指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を十分に図る。

オ いじめの解決にあたっては、加害・被害児童の保護者と十分な連携を図る。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・学校だよりや保護者会等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、児童がいじめを行うことのないよう指導すること等について、家庭への啓発を行う。
- ・学年だよりにいじめ防止に関するコーナーを作り、各学年の毎月の取組を家庭に周知する。
- ・いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

イ 地域との連携

- ・青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会など地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努める。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに学校に情報を提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や、児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。
- ・事案に応じて、児童相談所や教育委員会等との連携を図る。

3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。